

2019年11月22日 SOFTIC 判例ゼミ

プログラム及びデータベース著作権侵害事件

知財高裁平成27年(ネ)第10102号 損害賠償等請求控訴事件

(原審 東京地方裁判所平成25年(ワ)第18110号損害賠償請求事件)

コメントサマリ及び所感

1. ゼミにおけるコメントサマリ

○ソースコードの比較について

- ・ソースコードの著作物性はその表現を見て判断することが基本と考える。
- ・原告はソースコードを入手して比較しなかったと思うが、ソースコードを入手できなければ、敗訴することは決まっていたのではないか。

・では、今回のように証拠保全で出してもらえなかった場合をどうするか。

ソースコードを入手できないことをもって、民事訴訟法上、複製・翻案を行ったことをみなしてもよいかという
と難しい。

・今回のようにバグが同じであっても、複製・翻案権の侵害とまでは言えない。バグそのものは瑕疵であり、
経済的価値はないが、バグそれ自体に著作物性を認定することはできないか。

・やはり、表現の対比＝ソースコードの対比であるので、ソースコードを比較することが基本であろう。しかし
ながら、パッケージ製品のリバースエンジニアリングは費用がかかり現実的ではなく、クラウド、AI については
リバースエンジニアリングそのものがより難しい。

・SOFTIC の ADR を活用することも有用。

○データベースの創作性

・著作権侵害でなく不法行為を根拠に争った事件もある（翼システム、北朝鮮事件）

しかし、不法行為を根拠に争う場合、侵害される権利を財産権と設定するとすると、著作権と法条競
合の関係にあるので、不法行為訴訟は提起できない。そこで、不法行為を根拠に争う場合には、営業
権侵害を根拠にすべきであろう。

・一見簡単そうに見えるデータベースでも、汗をかいて考えだしたものがあれば保護されるのではないか。
今回のテンプレートであっても、類似のものを証拠として提出して比較するなどの戦術もあったのではない
か。

参考判例：

・オフィス・キャスター事件（東京地裁 H14.2.21（中間判決））、

翼システム事件（東京地裁 H13.5.25（中間判決）、H14.3.28）

http://www.softic.or.jp/Ysemi/2009/6_091203/index.html

→ 山本隆司・井奈波朋子「創作性のない表現をデッドコピーした場合における不法行為成立の可否」

<http://www.itlaw.jp/hanreichizai.pdf>

・北朝鮮事件（最一小判平成 23 年 12 月 8 日）

→ 上野達弘講演録「著作権法に関する最高裁判決の射程」

<http://www.f.waseda.jp/uenot/misread.pdf>

2. 所感

➤ 山本

原審、知財高裁の判決とも、ソースコードの比較をせずに、著作権侵害を認定することが可能かどうかという点に先例拘束性があるかと理解した。また、原告プログラムと被告プログラムの開発受託者が同一人である事実が、知財高裁ではかえって著作権侵害を認定しにくい根拠として用いられたかと理解したが、他方、不競法違反を理由に本事案が争われた別訴の具体的事案を検討するに、そもそも原告プログラムの著作権者が原告なのかどうか（たとえば、開発受託者はどうか）という論点もあったのではないかとの疑問をもった次第である。

➤ 篠崎

著作権侵害の事案に加え、不競法の事案もある中、著作権侵害事件を検討した。ソースコードの比較なしでの複製・翻案の推認は厳しいとの意見が大半であり、ソースコードを入手することはやはり重要であると理解した。データベースの創作性については、今回の事案では違う戦術が考えられ、丁寧に創作性について主張すると結果は異なっていたのかもしれない。ゼミへの参加は初めてだったが、事案を整理し、先生方、ゼミ生と検討することで理解が深まった。